

70歳以上で医療を受ける人の所得判定基準(平成18年8月から)

前年度の所得に応じて自己負担割合などが異なります。そのうちの一定以上所得者（現役並み所得者）および低所得Iの判定基準が変わりました。

○一定以上所得者

同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける国保被保険者がいる人に対します。ただし、70歳以上の国保被保険者および老人保健で医療を受ける国保被保險者の収入の合計が、高齢者2人以上世帯の場合は520万円未満、高齢者1人世帯の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様になり、1割の負担となります。

○一般

一定以上所得者、低所得I・IIに該当しない人にあたります。

同一世帯の世帯主とすべての低所得II

国保被保険者が住民税非課税である人に対します。

○低所得I

同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が必要経費控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人にあたります。

18年8月から2年間 所得区分が上がる人には経過措置があります（平成

※低所得I・IIの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。担当窓口に申請してください。

出産育児一時金が変わります

○公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、新たに一定以上所得者になつた人については、課税所得145万円以上213万円未満、または年収の合計が高齢者2人以上世帯で520万円以上621万円未満、高齢者1人世帯で383万円以上484万円未満と申請した場合は、医療費が高額になつたが、出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。

1児につき35万円	平成18年9月30日まで
1児につき30万円	平成18年10月1日から

たときの自己負担限度額が、「一定以上所得者」ではなく「一般」の限度額となります。

○住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になつたが、課税者が合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合は、同一世帯内の非課税者は、医療費が高額になつたときの自己負担限度額および入院時の食事代の標準負担額が「低所得II」の限度額となります。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒689-3211 大山町御来屋 467
大山町保健福祉センターなわ内
健康福祉課 国民健康保険係
☎ 0859-54-5207

〒689-3332 大山町末長 500
大山町役場 大山支所
福祉課 国民健康保険係
☎ 0859-53-3136

〒689-3111 大山町赤坂 66
大山町役場 中山支所
福祉課 国民健康保険係
☎ 0858-58-6112

